**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県瀬戸市宮脇町一五番地、最後の住所名古屋市守山区四軒家一丁目七一〇番地紘仁病院　被相続人　亡　加藤　泰山

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

名古屋市西区那古野一丁目一番三号　村瀬法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村瀬　憲士

---

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍名古屋市港区港栄二丁目一四〇八番地、最後の住所名古屋市港区港栄二丁目一〇番七号　被相続人　亡　大桃　峯男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

名古屋市東区泉一丁目二一番二七号泉ファーストスクエア八階

相続財産管理人　司法書士　二木　佳夫

---

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍滋賀県愛知郡愛荘町栗田一三九番地、最後の住所滋賀県蒲生郡日野町大字小御門二〇一番地一　被相続人　亡　大西純一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

事務所滋賀県近江八幡市出町七六八エスペラント二階近江八幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　俣木　徹

---

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市中京区西ノ京円町一番地、最後の住所京都市左京区大原井出町一五四番地　グループホームやすらぎの家　被相続人　亡　藤田　きよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六Ｆ　御池総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷山　智光

---

## 第９期決算公告

平成25年10月７日　東京都港区三田三丁目５番27号

**一般社団法人オルケスタ**

代表理事　船木　一政

**貸借対照表の要旨**

（平成25年６月30日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 5,327 | 流動負債 | 5,320 |
| 固定資産 | 13,550 | 固定負債 | 13,550 |
| | | 負債合計 | 18,870 |
| | | 純資産の部 | |
| | | 基金等 | 6 |
| | | 基金 | 3 |
| | | 利益剰余金 | 3 |
| | | 繰越利益剰余金 | 3 |
| | | 純資産合計 | 6 |
| 資産合計 | 18,877 | 負債・純資産合計 | 18,877 |

**損益計算書の要旨**

（自　平成24年７月１日　至　平成25年６月30日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 207,629 |
| 営業費用 | 207,270 |
| 営業利益 | 359 |
| 経常利益 | 359 |
| 税引前当期純利益金額 | 359 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 150 |
| 当期純利益金額 | 208 |

---

## 第54期決算公告

平成25年10月７日

愛知県豊明市阿野町三本木121番地

**豊明花き株式会社**

代表取締役　福永　哲也

**貸借対照表の要旨**（平成24年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,893,693 |
| | 固定資産 | 2,297,214 |
| | 合計 | 4,190,908 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 775,618 |
| | 固定負債 | 587,748 |
| | 株主資本 | 2,827,541 |
| | 資本金 | 165,010 |
| | 資本剰余金 | 44,990 |
| | 資本準備金 | 44,990 |
| | 利益剰余金 | 2,617,541 |
| | 利益準備金 | 43,178 |
| | その他利益剰余金 | 2,574,363 |
| | （うち当期純利益） | (32,574) |
| | 合計 | 4,190,908 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を六千五百一万円減少して一億円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十一月十六日であり、株主総会の決議は、平成二十五年十月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十五年十月七日

愛知県豊明市阿野町三本木一二一番地

豊明花き株式会社

代表取締役　福永　哲也

---

## 第14期決算公告

平成25年10月７日

愛知県春日井市勝川町八丁目５番地の17

**株式会社山忠プロパティ**

代表取締役　山田　宣行

**貸借対照表の要旨**

（平成24年11月30日現在）（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,664 |
| | 固定資産 | 2,000 |
| | 合計 | 5,664 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 94 |
| | 株主資本 | 5,570 |
| | 資本金 | 12,500 |
| | 利益剰余金 | △ 6,929 |
| | その他利益剰余金 | △ 6,929 |
| | （うち当期純損失） | (18,014) |
| | 合計 | 5,664 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載紙　中部経済新聞

掲載日　平成二十五年九月六日

掲載頁　三頁

（乙）

左記のとおりです。

平成二十五年十月七日

名古屋市守山区幸心二丁目一三三八番地　（甲）株式会社山忠観光

代表取締役　山田　宣行

愛知県春日井市勝川町八丁目五番地の一七　（乙）株式会社山忠プロパティ

代表取締役　山田　宣行

---

## 第25期決算公告

平成25年10月７日

東京都港区芝五丁目５番１号

**株式会社イフ**

代表取締役　川﨑　芳清

**貸借対照表の要旨**（平成25年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 963,501,010 |
| | 固定資産 | 324,664,856 |
| | 繰延資産 | 43,125 |
| | 資産合計 | 1,288,208,991 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 210,472,404 |
| | 固定負債 | 238,584,000 |
| | 株主資本 | 839,152,587 |
| | 資本金 | 142,000,000 |
| | 資本剰余金 | 60,500,000 |
| | 資本準備金 | 60,500,000 |
| | 利益剰余金 | 636,652,587 |
| | その他利益剰余金 | 636,652,587 |
| | （うち当期純利益） | (50,970,074) |
| | 負債・純資産合計 | 1,288,208,991 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四千二百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十五年十月七日

東京都港区芝五丁目五番一号

株式会社イフ

代表取締役　川﨑　芳清